

兵庫県公報

平成22年12月3日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 決裁規程及び附属機関の幹事の指定に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）	2

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第53号）

関西広域連合の設立に伴い、本県が担当する広域防災分野の事務局として防災計画室の体制を強化するとともに、所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月3日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第53号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項の表防災企画局の款防災企画課の項の次に次のように加える。

防災計画課	防災計画係 危機管理係
-------	-------------

第5条の2第2項の表防災企画課の款を次のように改める。

防災計画課	広域企画室	広域調整係
-------	-------	-------

第17条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（防災計画課の事務）

第17条の2 防災計画課においては、次項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 防災その他の危機管理に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 防災その他の危機管理に関する行政の総合調整に関すること。
- (3) 災害対策基本法の施行に関すること（防災会議及び防災計画に関するものに限る。）。
- (4) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に関すること。
- (5) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）の施行に関すること。
- (6) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行その他の武力攻撃事態等への対処に関すること。
- (7) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (8) 防災会議及び国民保護協議会に関すること。

2 広域企画室においては、広域防災その他の広域の危機管理に関する施策の総合調整に関する事務をつかさどる。

第19条第1項第1号中「防災計画室」を「防災計画課」に改める。

第71条の表防災会議の項中「企画県民部防災企画局防災企画課企画防災室」を「企画県民部防災企画局防災計画課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月 4日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第 5号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程及び附属機関の幹事の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程及び附属機関の幹事の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第 1 条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「防災企画課」の右に「、防災計画課」を加える。

別表第 2 企画県民部の部課名の項の次に次のように加える。

防災企画課		<p>1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第29条第 1 項の規定に基づき、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に職員の派遣を要請すること。</p> <p>2 災害対策基本法第30条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は他の普通地方公共団体の機関の職員の派遣について内閣総理大臣にあつせんを求めること。</p> <p>3 災害対策基本法第74条第 1 項の規定に基づき、応急措置の実施について、他の都道府県の知事等に応援を求めること。</p>	
-------	--	---	--

別表第 2 企画県民部の部防災企画課の項中「防災企画課」を「防災計画課」に改め、同項防災監専決事項の欄中 1 から 3 までを削り、4 を 1 とし、5 から 9 までを 2 から 6 までとし、同欄10中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改め、同欄中10を 7 とし、11から31までを 8 から28までとする。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第 2 条 附属機関の幹事の指定に関する規程（平成12年兵庫県訓令第 8号）の一部を次のように改正する。

本則の表交通安全対策会議の項、防災会議の項から障害者福祉審議会の項まで及び開発審査会の項中「企画県民部防災企画局防災企画課防災計画室長」を「企画県民部防災企画局防災計画課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年12月 4日から施行する。